

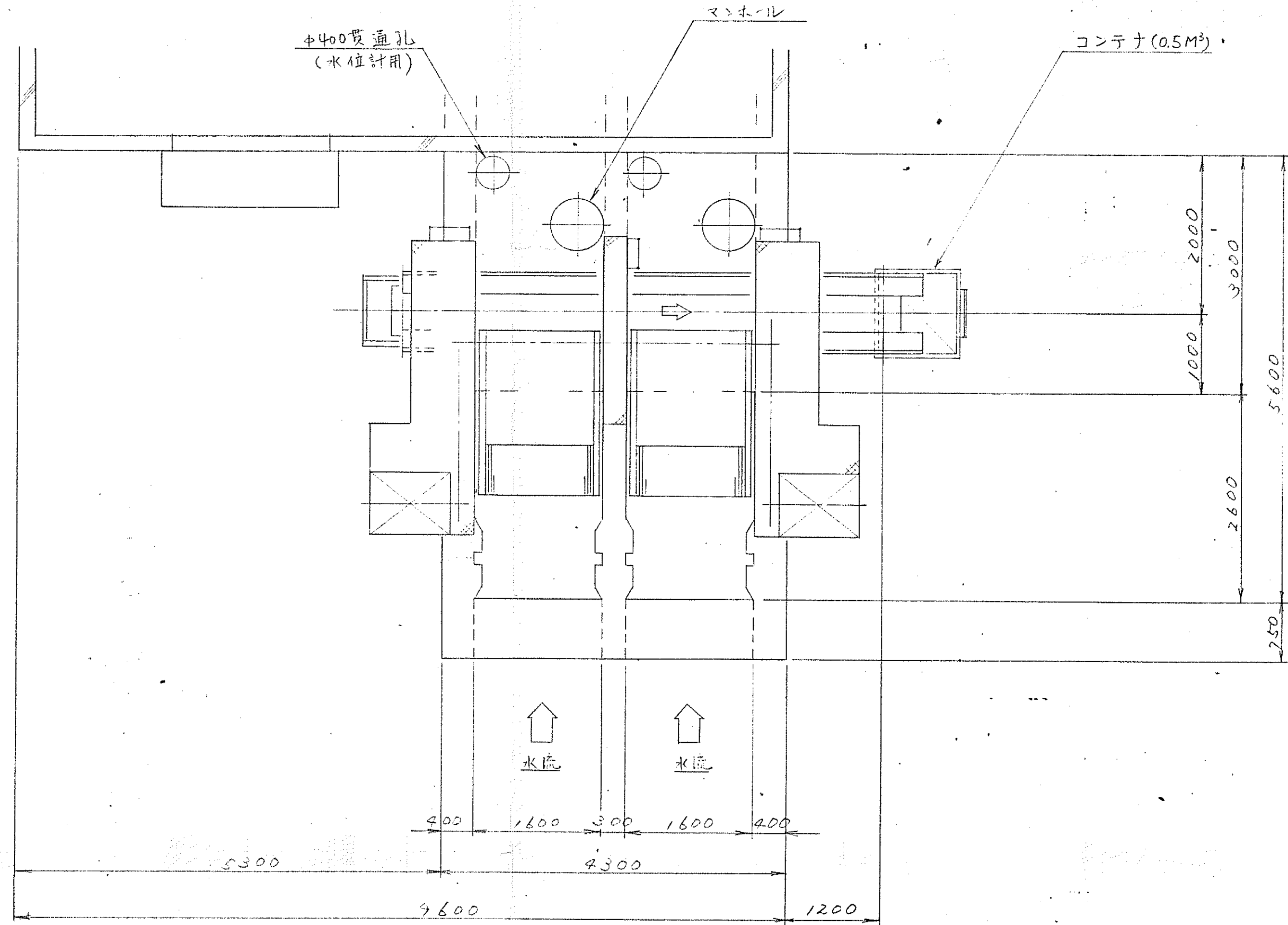
修繕仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

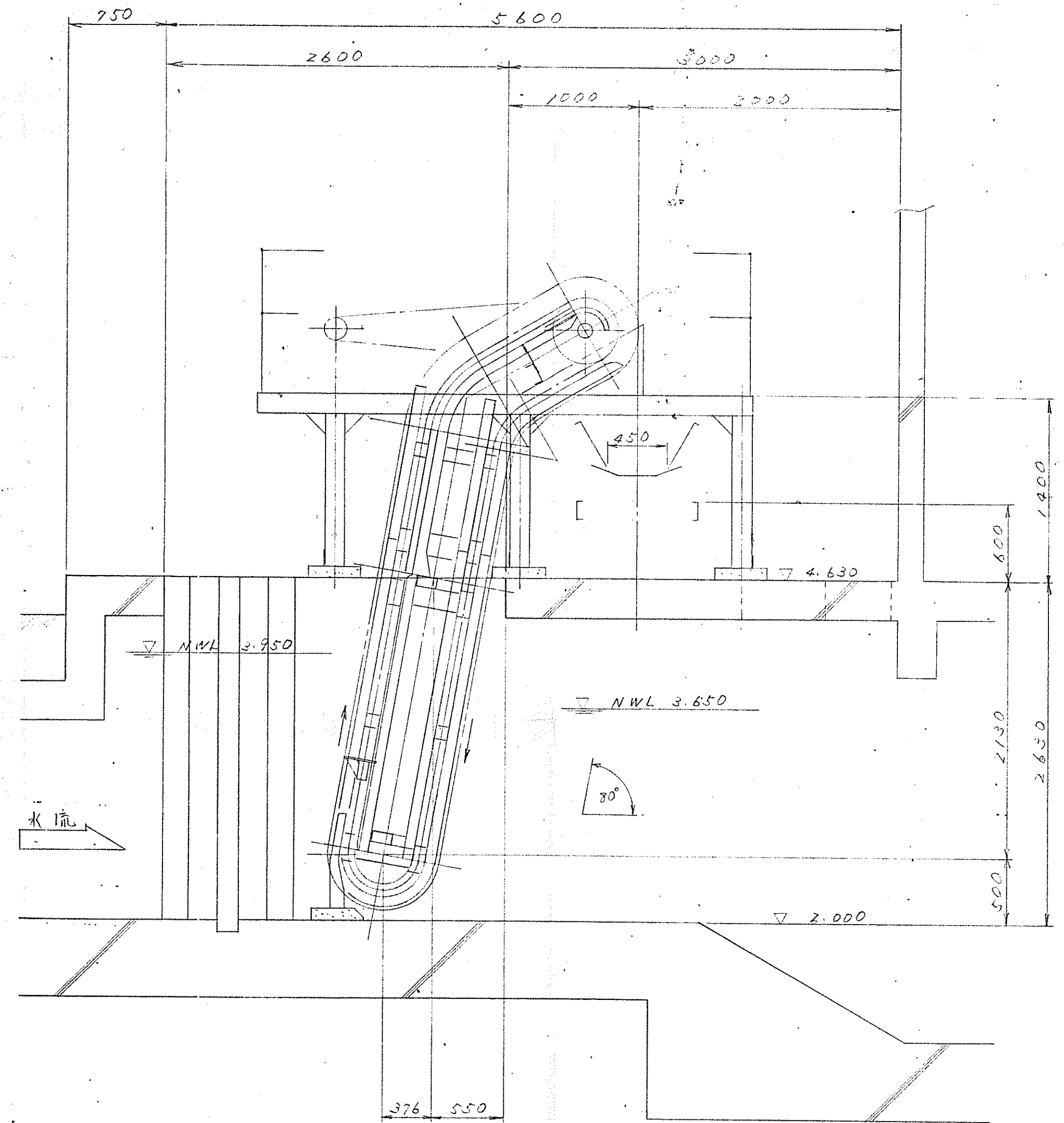
- 1 件名 本北方排水機場除塵機修繕
- 2 修繕目的 本北方排水機場に設置してある除塵機について、経年劣化により機能不良のため、修繕を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市北方町四丁目1206番4号 本北方排水機場
- 4 修繕期間 令和8年6月1日 ～ 令和8年11月30日
- 5 修繕時間 午前9時 ～ 午後5時まで
- 6 修繕内容 劣化した既存部品を新しい部品に交換する。
新しい部品は既存のものと互換性があるものを選定すること。
※既存の仕様等は別図参照のこと
サイクロ減速機 0.75kW 2台
ローラーチェーン 2式
スプロケット サイクロ側 2個
スプロケット 駆動軸側 2個
主務チェーン 2基分
7. 提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 業務責任者通知書
 - ・ 施工計画書
 - ・ 出荷証明書または納品書
 - ・ 作業報告書および作業写真(作業前・作業中・作業後)
 - ・ 試験運転成績表
 - ・ 産廃マニフェスト
 - ・ 完成書類（完成図、機器仕様書、取扱説明書、保証書）
 - ・ 完了届
- 8 その他
 - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

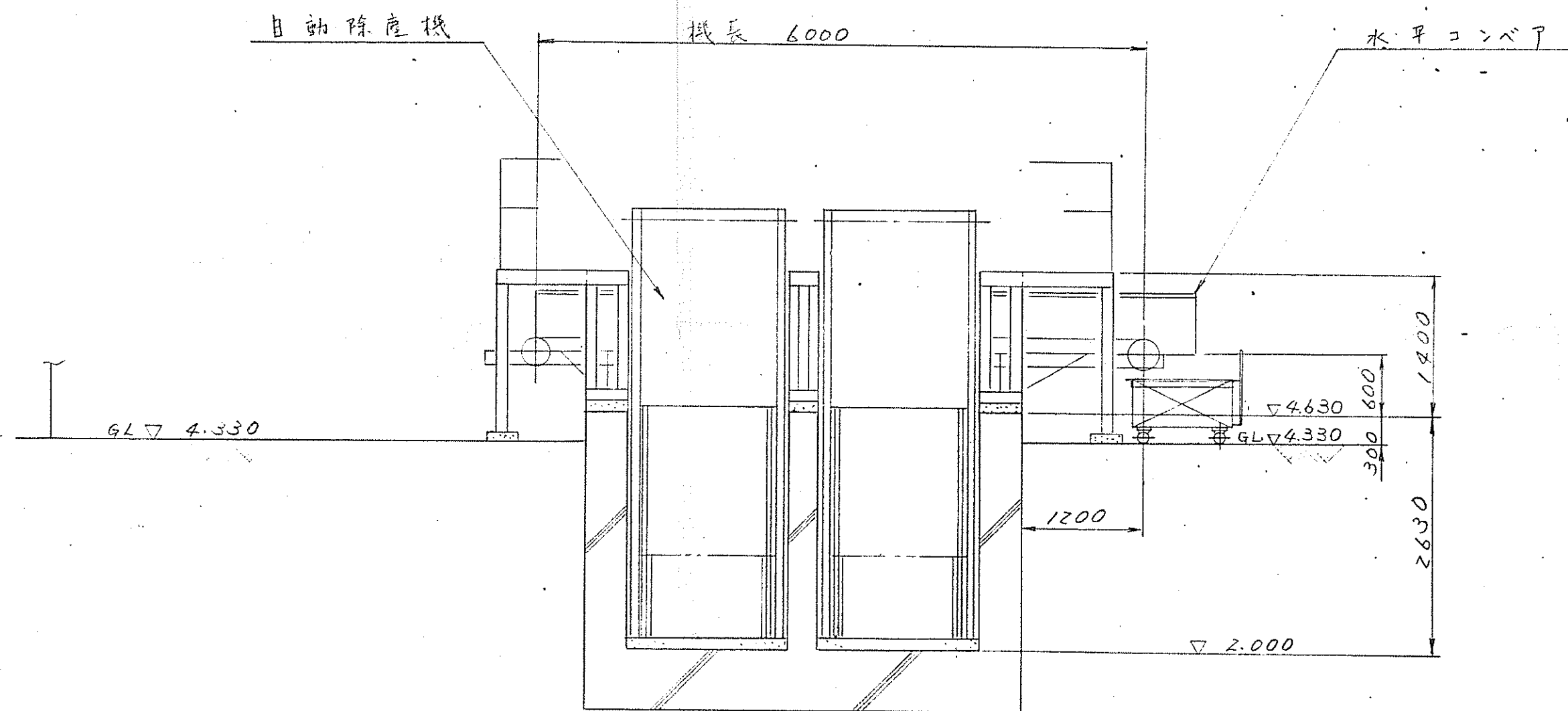
平面図 (s=1/50)



断面図 (s=1/50)



正面図 (s=1/50)



自動除塵機仕様	
形式	前面線上背面降下式
水路幅	1600 mm
水路深	2630 mm
有効目指	30 mm
レキ寸法	200 mm
レキ個数	2 個
レキ速度	19.5 m/min
電動機	0.75 kW 4 P
電源	AC 200 V 50 Hz
台数	2 台

水平コンベア仕様	
形式	20°傾斜ベルトコンベア
ベルト幅	600 mm
機長	6000 mm
ベルト速度	19.20 m/min
電動機	1.5 kW (E-77-11-1) 4 P
電源	AC 200 V 50 Hz
台数	1 台
付属品	鋼板製コンテナ(0.5M³) 777-1付

工事名	北方排水機場新設(2)工事
施行場所	市川市北方町4丁目20番地先
図面種別	図示 縮尺 図示
設計者	市川市土木部 設計年月日
検査者	都市排水課 昭和 年 月 日
製図者	設計製図
図面之業の内	

案内図

本北方排水機場(住居表示;北方町四丁目1206番4号)

